

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会上山支部規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会上山支部と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定するところにおく。

(目的)

第3条 本支部は山形県公立小中学校事務職員研究協議会の下部組織として学校事務の研究に努め、会員の資質向上を図り、また上山地区の教育振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県公立小中学校事務職員研究協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (3) その他本支部の目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組織

(会員)

第5条 本支部は、上山市立小・中学校に勤務する事務職員をもって構成する。

## 第3章 機関

(機関の設置)

第6条 本支部に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 事務局会

(総会)

第7条 総会は、支部長が必要と認めるとき開催する。

(事務局会)

第8条 事務局会は支部長、副支部長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議し、総会に提案する。

- (1) 支部規約の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本支部の運営に関すること。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 監事 2名

(任務)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部運営を総括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局員は支部長の指示を受け、事業を処理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

(選出)

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 支部長、副支部長、監事は、事務局会において選出し、総会で承認する。
- (2) 事務局員は会長が委嘱する。

(任期)

第12条 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 経費

(会費)

第13条 本支部の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

(その他)

第15条 この規約のほか本支部運営に関する事項は内規によるものとする。

附則 本規約は平成19年4月1日より施行する。

## 山形県公立小中学校事務職員研究協議会上山支部運営内規

山形県公立小中学校事務職員研究協議会上山支部規約第15条に基づき次の通り定める。

### 第4条関係

上市市小中学校教育研究会（以下市教育研究会と略）の事業と勘案しながら事業をおこなう。

### 第9条関係

当分の間、次のように読み替える

支部長 = 市教育研究会学校事務部会の会長

副支部長 = 市教育研究会学校事務部会の副会長（会長と校種相違）

事務局員 = 市教育研究会学校事務部会の副会長（残りの副会長）と幹事

監事 = 市教育研究会学校事務部会の役員以外の会員より選出

### 第10条関係

市教育研究会学校事務部会の副会長は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会の理事を兼ねる。

### 第13条関係

山形県公立小中学校事務職員研究協議会会費と本支部活動費を会費として徴収する。

附則 本内規は平成19年4月1日より施行する。

